

又為替交易調整法

0018

RE'-0034

0207

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

為替交易調整特別會計設置等為替交易調整法

昭和七年三月二十六日 法律第八十四号

第一章 為替交易調整特別會計

第一条 為替交易調整に関する會計は之を特別とし其の歳入を以て其の歳出に充つ。

第二条 本會計に於ては價格差益金、納付金、為替差益納付金、寄附金、一般會計よりの貸入金、借入金及附屬雑収入を以て其の歳入とし價格差損補償金、為替差損補償金、借入金の償還金及利子、一時借入金の利子、事務取扱費、其の他の諸費を以て其の歳出とす。

外務省

E/3.0.0.1-5

0020

第三条 本會計に於て價格差損補償金及為替差損補償金を支辨する為必要ある時は政府は本會計の負担に於て借入金を爲すことを得。

第四条 本會計に於て利率を生じたるときは之を翌年度の歳入と擇入るべし。

第五条 本會計に於て支拂上現金に余剰ある時は之を大藏省預金部に預入るべし。
第六条 本會計に於て支払上現金に不足あるときは本會計の負担に於て一時借入金を爲すことを得。前項の規定に依り一時借入金は其の該年度の内に之を返還すべし。

第七条 政府は毎年本會計の歳入歳出豫算を調製し、歳入歳出の總豫算と共に之を帝國議會

外務省

0019

0021

と提出す(一)。

第八條 本會計の毎年公報出稼算に於ける支出残額は遞次之を翌年公報に繰越し使用することを得。

第九條 本會計の收入支出に關する規程は勅令を以て之を定む。

第二章 差益金の納付及差損金の補償

第十條 交易學團は命令の定むる所に依り交易上生ずる價格差益を價格差益納付金として政府に納付す(一)。

第十一條 命令を以て定むる交易關係者は命令の定むる所に依り命令を以て定むる物資の交易上生ずる價格差益を價格差益納付金として政府に納付す(一)。

外務省

0022

第十二條 政府は命令を以て定むる交易關係者に対し命令を以て定むる物資の交易上生ずる價格差損を補償するを爲價格差損補償金を交付するの契約を爲すことを得。

前項の契約は之に基き交付す(一)を價格差損補償金の總額が帝國議會の協賛を經たる金額を超えざる範圍内に於て之を爲すことを得要す。

第二項の價格差損を決定する基準は政府之を定む。

第十三條 外國爲替管理長官(關東州外國爲替管理長官及昭和十六年勅令第十號に於て依る場合を含む以下同じ)第三條の規定に依る命令に依り交易上の價格差を調整するを爲し外國爲替の賣却

外務省

0023

又は買入を行ひたる者は命令の定むる所に依り之に
依り得たる為替差益を為替差益補付金として
政府に納付すべし、
第十四條 政府は前條の規定する者に対し外國為替
管理法第三條の規定に依る命令に依り交易上の價
格差を調整する為行ひたる外國為替の売却
又は買入に依り蒙りたる為替差損を補償する為
為替差損補償金を交付するの契約を爲すことを得
前項の契約は之に基き交付すべき為替差損補償
金の總額が帝國議會の協賛を経たる金額を
超へざることを爲すことを得、
第十五條 爲替差損を決定する基準は政府
之を定むべし、

外務省

0024

第十五條 政府は爲替交易調整を目的とする金銀の密貯
をほころぶを得、
第十六條 交易管理團、第十七條 若しくは第十二條の命令を
以て定むる交易関係者又は第十三條の規定する者が
第十七條 第十四條 若在交易管理團法第三十五條の規定に
依り収入し若し収入すべき補償金額又は第十八條
第十八條 若しくは第十五條の規定に依り支出し若し支出す
べき細付金額は所得税法に依る所得、法人税法に依
る所得、營業税法に依る純益及臨時所得税法
に依る利益の計算に付之べき該差損又は差益を
基にたる年又は事業年度の収入金額若しくは益金又は
必要の経費若しくは損失に算入す、
第十七條 第十條、第十一條又は第十三條の規定に依り

外務省



細甘せむべき金額の徴收に關しては國稅徴收法を
準用す

第十八條 政府は其あるときは交易警備團、第十九條若は
第十二條の命令を以て之を定める交易警備團関係者
又は第十三條の規定する者に対し命令の定むる所に
依り報告を徴し、帳簿類の備付を命じ、帳簿
書類の記載方を指定し又は當該官吏をして必要
なる場所に臨檢し、交易警備團、第十九條若は第十
條の命令を以て定むる交易関係者又は第十三條
に規定する者の收支状況若は帳簿書類その他
物件を検査せむることを得

第十九條 前條の規定に基きて發する命令又は當該
命令に依る政府の命令に對し報告を爲さず、

外務省

0025

虚偽の報告を爲し、帳簿書類の備付を爲さず

之に記載する事項を記載せず、之に虚偽の記
載を爲し、之の記載方の指定に従はず、收支状況
若は帳簿書類其の他の物件の検査を拒み又は帳簿
書類の隠蔽を爲す等の申立其の他の方法に依り検査を
妨げたる者は千圓以下の過料に處す

第二十條 第十三條中國稅徴收法とあるは朝鮮に在りては
國稅徴收命令とし、台灣に在りては、台灣國稅徴收
規則とし、關東州に在りては明治四十年勅令第一
五十六號に於て準用する國稅徴收法とし、南洋群島
に在りては、大正五年勅令第三百五十六號に於て
依るるを定めたる國稅徴收法とす

外務省

0026

0211

E'3.0.0.1-5

為替交易調整特別會計規則

昭和十八年五月十五日 勅令第四百二十一號

第一條 歳入、歳出の豫定計算書は所管大臣之を調製し、前年、九月三十日迄に之を大藏大臣に送付すべし。

前項の豫定計算書には其の年三月三十一日に終りたる會計年度の貸借対照表及損益計算表を添付すべし。

第二條 本會計に於ては當該年度の收入、歳入額、及為替差支、調整特別會計設置等為替差支調整法第六條に規定する一時借入金を用いて支拂え受高とし、歳出を支払ふは此の支拂え受高を超過するを得ず。

第三條 價格差損補償金又は為替差損補償金の

外務省

0028

附則

本法は昭和十八年四月一日より之を施行す、但し交易為替團に關する規定施行期日は勅令を以て之を定む。

外務省

0027

RE-0034

0212

支拂は特に必要ある場合に限り概算拂を爲すことを得
 第四條 毎年六月内は収入を爲すべし其権利を得て毎年六月
 出納の完結迄は収入済と爲らざるものは収入未済として
 遞次翌年六月に繰越し、現に収入を爲したる年六月
 歳入に加入せし
 第五條 毎年六月内は支拂を爲すべし義務を生じ毎年六月
 出納の完結迄は支拂済と爲らざる歳入として時数
 完結に至らざるものは支出未済として遞次翌年六月に
 繰越すべし但し支出済額と合して豫算額を
 超過することを得ず
 第六條 歳入歳本の決定計算書は所管大臣之を調製
 し翌年六月三十日迄に之を大藏大臣に送付すべし
 第七條 大藏省は日記簿、原簿及補助簿を備へ

0029

外務省

本會計に關する一切の計算を登記すべし
 第八條 貸借対照表及損益計算表の様式は所管
 大臣大藏大臣と協議して之を定むべし
 第九條 支出官は支出簿の外支拂元受高差引簿を備へ
 支拂元受高、支出済額及残額を登記すべし
 第十條 大藏省は歳出簿の外支拂元受高差引簿を備へ
 支拂元受高、支出済額及残額を登記すべし
 第十一條 本令に規定せらるるものは會計規則を準用す
 附則
 本令は昭和十八年度より之を適用す

0030

外務省